

番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO.

11

藤沢市

自治体の紹介



▶人口：420,343人（平成27年1月現在）
▶面積：69.51km²

社会保障・税番号制度のテレビCMが始まるなどマイナンバーへの関心が徐々に高まりつつある。今回は藤沢市からPIAやセキュリティ対策を中心に、その取組み状況をご紹介いただいた。

藤沢におけるマイナンバー導入と自治体業務の見直し

藤沢市総務部IT推進課 大高 利夫

1. 藤沢市の取組み状況

現在、全国の自治体における番号制度の取組みは、どうなっているのでしょうか？

既に、特定個人情報保護評価（PIA）を終え、個人情報保護条例の改正や番号制度条例の策定に進まれている所もあるでしょう。ここでは、藤沢市における取組み状況を記載します。

まず、番号制度の説明会を何回も行いました。最初に番号制度の法案が可決する前に、市長を含む部長以上全員に、番号制度が成立してから関係職場に説明会を行い、今後の進め方、いづろ予算化が必要かなど役割分担を決めてまいりました。その後、税部門や福祉部門など希望する職場に説明会を繰り返し行い、議会への説明、市民への広報も行ってきました。

組織体制については、平成25年度までは企画部を中心に、26年度から総務部門でプロジェクト管理を行い、IT推進課ではそれを支える役割としています。この総務部門から、全庁へのアンケート調査、個人情報保護条例改正の取組み、PIAにおける第三者点検などの準備を進めています。

本市における全項目調査を必要とする事務は、住基関係と市県民税の二つであり、既にパブコメの実施、第三者点検が終了し、現在、条例の対応を進めているところです。

2. 個人情報保護と情報セキュリティ

番号制度の導入にあたり、住民の心配事である個人番号が外部に漏れることによる個人情報漏洩や、なりすまし等による番号の不正利用、番号に紐付けされた情報が一元管理されるのではないかと不安に対し、番号制度では、罰則の強化やシステム上の安全措置、情報の分散管理など対策を施していますが、実際に情報を取り扱う情報保有機関である地方自治体では、今まで以上に個人情報保護対策が求められています。この個人情報保護対策の具体的な安全管理措置が情報セキュリティ対策と重なるので、自治体においてはより一層の情報セキュリティ対策が必要になります。特に、職員だけでなく委託先も含めた特定個人情報を取り扱う関係者全体の人的対策が重要であると考えられます。

3. 特定個人情報保護評価に対する取組み

番号制度に対する個人情報保護対策の一つとし

て、特定個人情報保護評価（PIA）の実施が義務づけられています。これは、個人番号を含む特定個人情報を取り扱う事務に対し、新たな業務フローにおける特定個人情報の入手・利用・提供・委託・保管に対するリスク評価を行い、その脆弱性に対する「具体的な取組み（対策）を宣言すること」とされています。これにより、記載された具体的な取組みを的確に実施することが求められ、監査やログ等の保管も義務づけられ、この監査証拠を確実に保存することが大きな負担になると思います。

また、PIAは実施して終わりではなく、1年以内にしきい値評価に変化がないか、重大事故の有無、業務の変更や個人情報保護対策の実施状況などの自己点検と監査、定期的なPIAの実施が求められています。

PIAを実施するにあたり、国や県などの事務の関係者との調整が必要ですが、現時点では十分な調整が行われていません。例えば、制度上都道府県の事務となっているが、実際には市町村の窓口で対応している障がい福祉の事務など、どちらがPIAを行い、市町村と県との関係は委託なのか、情報の収集はどちらが行うのか、県だけではなく、年金など国の事務、後期高齢者広域連合などとの調整が必要で、事務処理の分担など具体的に決めなければいけません。

4. 本当の課題は、事務の流れの見直し

PIAを実施するには、番号制度における新しい業務フローによる事務の流れが把握できていなければならぬことになっています。

しかし、現実にはどうでしょうか？

番号制度において、新たに整備される情報提供ネットワークの運用、自治体窓口で利用する機能、具体的にどのくらいのレスポンスで情報が取得できるのかなど、新たな業務フローを検討するための情報が足りないことに気がつきます。現時点で公表されている多くが機能実現の情報で、実際の運用に関する情報は少ない状況です。番号通知カードの一斉配付が10月に迫り、DV対応、施設入所や入院等、

未着・返戻の対応や窓口における取扱、交付時点で既に記載事項に変更がある場合など具体的な運用を考えるとさきりがありません。また、番号カード作成にどのくらい時間がかかるのか、交付の事務量、公的個人認証の失効に対する対応や確定申告に間に合うのかなど不明な点が多く、予算措置や人的対応が進んでいない自治体が多いのではないのでしょうか。事務処理や、必要な機器、担当者、場所の確保など準備すべきことが多くあることを感じています。

当然のことですが、事務処理の変化については自治体の問題だけでなく、住民サービスへの影響もあることから早めの周知が必要であり、広報等の準備も含め、早期の対応が必要だと思います。

5. 番号制度を活用した業務の検討

番号制度の導入に向けて、地方自治体の本音としては、期日までに何とかしなければという、やらされている感覚ではないのでしょうか。番号制度の目的である、住民の利便性向上や、行政サービス、事務の効率化を目指さなければいけないと思います。

それには、マイナンバーカード・マイポータルへの活用を検討する必要があります。マイナンバーカードには二つの公的個人認証が実装され、その使い方を理解し有効な多目的利用の検討が必要です。具体的には、コンビニ証明交付で、従来のAP搭載による方法から公的個人認証に変わることで、条例が不要になるなど導入に向けたハードルが下がりました。

また、戸籍の証明書も本籍地以外で取得できる方法も検討され、期待したいところです。マイポータルについては、プッシュ型の情報提供やワンストップサービスについて、自治体の取組みにより大きく差が出る可能性があることから、積極的に検討すべき課題であると思います。さらに、番号を中心としたシステムの導入により、総合窓口や相談窓口の充実、効率的な行政サービスの実現を目指します。

将来、番号制度の利用拡大などの検討も始まっていることから、より良い社会の実現に向けてこの番号制度に取り組んでいきたいと考えています。